

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	作業員負傷
発生日時	令和3年5月11日 09時14分ごろ
発生場所	岡山県玉野市宇野港 宇野港口飛州灯台から真方位245° 1,000m付近 (概位 北緯34° 28.2′ 東経133° 56.2′)
事故の概要	作業船三井3号は、新造船の入渠に伴う係留作業中、作業員が負傷した。
事故調査の経過	令和3年8月26日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	作業船 三井3号、5トン未満（長さ8.00m） 291-21973岡山、興銀リース株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型 作業員A
負傷者	軽傷 1人（作業員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 約0.4ノットの北流
事故の経過	<p>本船は、船長及び作業員Aが乗り組み、造船所のドックの渠口付近で、新造船（長さ約68m、以下「本件入渠船」という。）の入渠に伴う係留作業の支援を行う目的で待機していた。</p> <p>本船は、タグボートを使用して後進で西進してきた本件入渠船船尾が渠口に近づき、本件入渠船船尾部にいた係留作業の指揮者（以下「本件係留作業指揮者」という。）の指示で、右舷船尾部の係留用ワイヤ（以下「本件ワイヤ」という。）を受け取りに、本件入渠船右舷方（南側）の岸壁に向かった。</p> <p>作業員Aは、受け取った本件ワイヤが本船の甲板上から落水しないように、船首部甲板のたつに係止され、チェーン（根元側）及び化学繊維索（末端側）で構成されたストッパー（以下「本件ストッパー」という。）を、本件ワイヤの索端から約10mのところ巻き付け、化学繊維索の末端が解けないように結んだ。</p> <p>本船は、本件ワイヤ末端を本件入渠船に渡して係止された後、作業員Aが、本件ストッパーを外そうとして、化学繊維索の末端（以下「本件索端」という。）ではなくチェーンと化学繊維索のつなぎ目（以下「本件つなぎ目」という。）を外そうとしていたところ、本件入渠船が少し左舷方（北側）に圧流されて本件ワイヤが緊張してきた。</p> <p>作業員Aは、本件ストッパーが上方に引かれて張った状態で、外そ</p>

	<p>うとしている場所を間違えていたことに気付き、本件索端の方から外そうとしたとき、本件ストッパーの化学繊維索が切れて本件ワイヤが跳ね上がり、右腕に当たって転倒し、病院に救急搬送され、右肘関節打撲、挫創と診断された。</p> <p>作業員Aは、4月に本船に乗り組み、入渠作業に伴う本件ストッパーの取り外し作業について初めての経験であり、本事故の作業の前に船長の指導を受けながら練習していたが、本事故当時、なぜか分からないが本件つなぎ目を外そうとしてしまったと本事故後に思った。</p> <p>本件係留作業指揮者は、本事故時、左舷船尾部へのワイヤの係止作業を見ていたので、本件ワイヤが緊張した状況を認識できず、南側岸壁の巻上機から本件ワイヤを巻き出して緩めるなどの措置ができなかったと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、本件入渠船の係留作業支援中、作業員Aが、本件ワイヤが緊張した状態で本件ストッパーを外す作業を続けていたことから、本件ストッパーの化学繊維索が緊張により切れて跳ね上がり、本件ワイヤが作業員Aに当たり、負傷したものと考えられる。</p> <p>作業員Aは、入渠作業に伴う本件ストッパーの取り外し作業について初めての経験で、事前に練習したものの作業に十分習熟していなかったことから、当初、本件つなぎ目を外そうとして作業に時間がかかり、本件ワイヤが緊張した状態で作業を継続したものと考えられる。</p> <p>本件係留作業指揮者は、左舷船尾部のワイヤの係止作業を見ていたことから、本件ワイヤを緩める措置ができなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、本件入渠船の入渠に伴う係留作業支援中、作業員Aが、本件ワイヤが緊張した状態で本件ストッパーを外す作業を続けていたため、本件ストッパーの化学繊維索が緊張により切れて跳ね上がり、本件ワイヤが作業員Aに当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>入渠時の係留作業を請け負っていた日東マリテック株式会社は、本事故後、再発防止の徹底を行うとともに、本件ストッパーの化学繊維索の末端に、判別が容易なように黄色のビニールテープを貼り付けるなどの措置を行った。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業船の作業員は、係留用のワイヤの近くで作業を行っている際に、ワイヤが緊張してきたときには、速やかに離れること。</li> <li>・ 入渠時の係留作業の指揮者は、両舷のワイヤを係止する際に、一方のワイヤが緊張して作業員に危険が及ぶような場合、巻上機の操作員に指示してワイヤを緩めることができるように作業指揮を補佐する者を配置すること。</li> </ul>